平成２２年（フ）第１８号
長野県佐久市臼田2480番地１　県住旭ヶ丘団地41―46、前住所長野県上田市上田1140番地10　ヤナギサワアパート１－５号
債務者　土屋　貴司
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１３９号
愛知県豊田市中田町日進２番地22
債務者　横幕　利枝
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
横浜市鶴見区東寺尾中台17番４―202号
債務者　保科　錦吾
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目23番３号ミツミコーポ12
債務者　村山　俊文
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８号
静岡県磐田市東新屋812番地１、前住所静岡県磐田市下大之郷178番地１
債務者　天野　菊恵
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
静岡県浜松市中区和合町315番地の1055　コーポ三幸Ｈ２号室
債務者　木場美津子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５号
島根県浜田市黒川町3758番地　１―133
債務者　川神　智永
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２７５号
東京都福生市南田園３丁目３番地福生団地13―301
債務者　立崎わか子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３０号
東京都東村山市本町１―13―51大塚ビル104　東村山ソーシャルホーム、住民票上の住所東京都福生市大字福生870番地６ロイヤルステージ福生1201号室
債務者　井上　敏明
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５号
山口県下松市大字笠戸島504番地
債務者　岩本千恵子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７４号
東京都葛飾区金町６丁目７番８―605号ユタカキャピタル金町
債務者　水野　正人
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７５号
東京都葛飾区金町６丁目７番８―605号ユタカキャピタル金町
債務者　水野たき子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５６号
東京都町田市金井２丁目15番地３エーデルハイムⅠ―204
債務者　丹羽　達也
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４３２号
広島市西区南観音３丁目10―４　井上荘202、前住所広島県福山市明王台２丁目２番15号
債務者　西川　富子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７号
熊本県球磨郡球磨村大字大瀬2428番地１
債務者　松本　博則
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第１４１号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字北細田28番地
債務者　藤井　正男
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部